

愛知県都市職員共済組合短期給付附加金及び一部負担金払戻金の支給手続 に関する要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年愛知県都市職員共済組合公告第1号。以下「定款」という。）第33条の3第2項の規定に基づく短期給付附加金及び定款附則第4項の規定に基づく一部負担金払戻金支給の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(附加金及び一部負担金払戻金の請求)

第2条 附加金及び一部負担金払戻金の支給を受けようとするものは、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、出産費附加金、家族出産費附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金及び一部負担金払戻金について、所属所長を経て組合に請求書を提出しなければならない。ただし、当分の間、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）及び日本柔道整復師会等（以下、「柔整師会等」という。）を通じ、請求される家族療養費附加金及び一部負担金払戻金の請求については、この限りでない。

2 前項の附加金及び一部負担金払戻金の請求について必要な事項は、理事長が定める。

(附加金及び一部負担金払戻金算定方法の基準)

第3条 家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金附加金の算定は、診療報酬請求明細書等1葉1件毎に行う。

2 給付事由が第三者の行為によって生じた場合、その医療費及び訪問看護療養費を第三者が負担した場合は、附加金及び一部負担金附加金は支給しない。

(附加金及び一部負担金払戻金支給の決定及び支給の方法)

第4条 理事長は、請求書を受理したときは、速やかに附加金額及び一部負担金払戻金額を決定し、通知のうえ支給する。

2 前項の附加金及び一部負担金払戻金支給の決定及び支給の方法について必要な事項は、理事長が定める。

3 附加金及び一部負担金払戻金は、当分の間、1日までに受理したものについては当月21日、1日以降に受理したものについては翌月21日に支給する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年3月31日以前に給付事由の生じた災害見舞附加金、入院附加金及び結婚手当金については、なお従前の例による。